

**第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1. 目的

本要領は、「第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 第 10 期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 令和 7 年度 ニーズ・意向等調査業務
令和 8 年度 計画策定業務
※別紙仕様書参照
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

3. 委託料

委託料の契約上限額は次のとおりとする。

8,860,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

〔内訳〕

- ・令和 7 年度 ニーズ・意向等調査業務

4,160,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- ・令和 8 年度 計画策定業務

4,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※なお、参考見積書の金額が、契約上限額を超過した場合は失格とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザルにより提案募集を行う

5. スケジュール

令和 7 年 4 月 21 日（月）公募開始

5 月 13 日（火）質疑受付締切

5 月 16 日（金）質疑に対する回答

5 月 26 日（月）企画提案書等の提出締切

5 月 27 日（火）参加資格審査結果の通知

6 月 3 日（火）プレゼンテーション審査

6. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。なお、企業参加資格についての審査基準日は、本プロポーザル手続きの開始を公告した日の前日とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 88 号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号）第 6 条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （ア） 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - （ウ） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - （エ） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - （オ） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - （カ） 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- （2） プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、当該プロポーザルに参加することができる。
- なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登録された者または野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登録された者は、次の(1)から(4)の書類を省略することができる。
- ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - イ 個人にあつては、身分証明書
 - ウ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - エ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
- （3） 本業務の技術責任者として配置する者は、過去 5 年間に於いて、本市又は他の市町村の発注する高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る業務を担当した実績を 1 件以上有すること
- （4） 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク取得）に審査登録されていること。
- （5） 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールによる（様式は任意）。なお、その他の方法により提出された質問に対しては回答しない。
- (2) 提出期限 令和7年5月13日（火）午後5時まで
- (3) 提出場所 野洲市健康福祉部介護保険課
- (4) 回答日 令和7年5月16日（金）
- (5) 回答方法 市ホームページ上掲載

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類・必要部数

全てA4縦判（A3の折込みも可）横書きで統一し、左2点綴じすること。なお、既存の会社パンフレット等は、これ以外の様式も可とする。

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）正本1部
- ② 企画提案書等 ア〜キ 正本1部、 ア〜カ 副本8部
 - ア 会社概要書（様式2）
 - イ 技術者の概要書（様式3）
 - ウ 業務実績書（様式4）
 - エ 担当技術者調書、技術責任者経歴書（様式5）
 - オ 企画提案書（任意様式）

第10期計画の基本的な考え方、策定のポイント、策定作業の項目とその内容説明、本市の現状分析、各種調査結果を計画に反映していく方法、わかりやすく見やすい計画書にする工夫、業務スケジュール、業務体制、を記載すること。

カ 参考見積書（任意様式）・・・正本は要押印

参考見積書は、別添「第10期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」により作成することとし、任意の書式とするが消費税を含めた全体の金額を明記すること。また、年度ごとの金額及び企画提案に基づいた各経費の内訳、積算根拠を記入すること。

キ 本市又は他の市区町村から受託した第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書、第9期同計画書

- (2) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。
- (3) 提出期日 令和7年5月26日（月）午後5時まで
- (4) 提出先 野洲市健康福祉部介護保険課

9. 審査及び選定

参加申込多数の場合は、書類選考を1次審査として実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることができる事業者を5者程度に選定する。た

だし、参加申込が1者である場合でも書類審査で基準に満たない場合は、公募のやり直しをするものとする。

- (1) 日時 令和7年6月3日(火) 午後(時間については追って連絡する。)
- (2) 会場 野洲市役所 本館2階 第5会議室
- (3) 選定方法 プレゼンテーション審査は公開で行う(審査対象事業者及びその関係者については、割り当てられた時間以外の入室は認めない)ものとし、全ての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行う。全ての委員の各評価点を合計した点数の最も高い事業者を受託候補事業者とし、次点の事業者を次点受託候補事業者として選定する。提案者が1者の場合、総得点があらかじめ設定した最低基準点以上であれば受託候補事業者とする。ただし、総得点が最低基準点未満の参加事業者は、契約候補から除外する。選定結果は1週間以内に文書により通知し、本市ホームページにて公表する。なお、受託候補事業者が辞退等の際には次点の事業者を繰り上げる。

10. 留意事項

(1) 提出資料の取扱い

- ア 提出された書類は、全て返却しない。
- イ 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

(2) 情報の公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例(平成16年野洲市条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

(3) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を野洲市に請求することはできない。

(5) 参加辞退の場合

参加届の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を野

洲市健康福祉部介護保険課に提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が、「3. 委託料」にある額を超過した場合

(7) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

(8) 申請者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

11. その他

(1) プレゼンテーションの時間は1提案事業者あたり25分以内（提案20分、質疑は5分を基本）とし、準備・後始末は別に5分程度とする。

(2) 説明は、事前提出した企画提案書等の内容を基本とする。

(3) 出席者は1提案事業者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者であること。

(4) プロジェクター、スクリーン以外の必要な機器については、提案者で用意すること。

12. 問合せ等

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1

野洲市健康福祉部介護保険課 担当／村山

TEL：077-587-6074（直通）

FAX：077-586-2176

E-mail：kaigo@city.yasu.lg.jp